

港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律要綱

(傍線部分は、今回施行期日を定める分)

第一 港湾法の一部改正

一 国際戦略港湾及び国際拠点港湾の港格の追加

港湾の種類について、特定重要港湾を廃止し、長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であつて、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾である国際戦略港湾及び国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾である国際拠点港湾を追加すること。

(第二条関係)

二 直轄港湾工事の対象の追加及び費用に係る国の負担割合の設定

国土交通大臣が行う港湾工事に国際戦略港湾における一定の国際海上コンテナ埠頭の荷さばき地に係る港湾工事を追加するとともに、国際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾工事の費用に係る国の負担割合を定めること。

(第五十二条関係)

三 港湾運営会社制度の創設

国際戦略港湾及び国際拠点港湾において、コンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社を港湾運営会社として指定し、運営計画の変更認可その他所要の監督規制を設けること。

(第四十三条の十一から第四十三条の二十まで関係)

四| 港湾運営会社に対する港湾施設の貸付け

国土交通大臣及び港湾管理者は、港湾運営会社に対して、行政財産である港湾施設を貸し付けることができるものとする。

(第五十五条関係)

五| 港湾運営会社の株主の議決権の保有制限

地方公共団体等以外の者は、港湾運営会社の株式について、保有基準割合（原則として総株主の議決権の百分の二十）以上の数の議決権を取得し、又は保有してはならないものとする。

(第四十三条の二十一から第四十三条の二十四まで関係)

第二| 特定外貿埠頭の実務管理に関する法律の一部改正

港湾管理者による指定会社の株式の保有義務を廃止し、地方公共団体等以外の者は、指定会社の株式について、保有基準割合以上の数の議決権を取得し、又は保有してはならないものとする。

第三 その他所要の改正を行うこと。

第四 附則

一 この法律の施行期日について定めること。

二 所要の経過措置を定めること。

三 その他関係法律について所要の改正を行うこと。